

議案第43号

保健所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定の件

保健所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和6年2月提出

鹿児島県知事 塩田康一

保健所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

保健所の設置及び管理に関する条例（昭和39年鹿児島県条例第47号）の一部を次のように改正する。

別表中指宿保健所の項及び加世田保健所の項を削り、伊集院保健所の項の前に次のように加える。

南 薩 保 健 所	南 九 州 市	枕崎市，指宿市，南さつま市，南九州市
-----------	---------	--------------------

附 則

- 1 この条例は，規則で定める日から施行する。
- 2 感染症の診査に関する協議会条例（平成11年鹿児島県条例第12号）の一部を次のように改正する。

別表中 「指宿保健所
加世田保健所」 を「南薩保健所」に改める。

（提案理由）

地域振興局及び支庁設置条例の改正に伴い，南薩地区に新たに保健所を設置するため，所要の改正をしようとするものである。